

gTLDの現状と今後

1997年12月17日

坪 俊宏 JPNIC DOM-WG(グローバルコムズ株式会社)

目的

住んでいる国・地域に関わらず、誰もが登録申請できるトップレベルドメインが、gTLD(generic Top Level Domain)です。現在は、.com、.org、.net の3つのみですが、7つの新 gTLD の運用が予定されています。この gTLD をめぐるこれまでの動きと現状、今後の計画について説明します。

1. ドメイン名とは何か？
2. トップレベルドメイン(TLD)とは何か？
3. TLD の種類(gTLD の位置づけ)
4. gTLD の現在の課題
5. 課題解決のための処方箋 = IAHC 勧告
6. 新設される7つの gTLD
7. gTLD-MoU(一般トップレベルドメイン覚書)
8. レジストラの決定
9. 知的所有権(商標権)vs. ドメイン名
10. gTLD の登録申請書式
11. gTLD の今後
12. 質疑応答

(注)本年(1998年1月30日)、米国政府が「インターネットの名前及びアドレスの技術的管理の改善についての提案(通称、グリーンペーパー)」を発表しました。このため、gTLD を取り巻く状況が大きく変わる結果となりました。本レクチャーノートは、あくまでも1997年12月17日時点の状況に基づいて記述されたものであり、その後の状況の変化は反映されていないことをここにお断りいたします。

1. ドメイン名とは何か？

ドメイン名はインターネットが始まったのと同じ頃に出てきたものではありません。インターネットは1969年にARPANETとして始まり、ドメイン名はその15年ほど後の1984年くらいに出てきました。

ネットワークを介して、電子メールの送信、リモートログイン、ファイル転送、Webサイトへのアクセスなどの通信をするためには相互の認識が必要です。

コンピュータ同士では、数字(アドレス)で特定し相手を認識します。次はftpでファイル転送する例です。

```
ftp 202.211.226.18
```

一方、人間は、数字の羅列で相手を認識するのは不得意で、名前(ホスト名)で相手を認識します。次はホストにtigerと名前が付いていたときのftpの例で、上記と同様のファイル転送ができます。

```
ftp tiger
```

基本的にはインターネット上ですべてのコンピュータに対して、数字のアドレス及びホスト名が必ず付けられています。

ARPANETは元々4つのサイトから始まり、それらが徐々に大きくなりました。1970年代、ARPANETはホスト数百台の小さなコミュニティで、管理も容易でした。ARPANET上のすべてのコンピュータのアドレスとそれに対応するホスト名のマッピングの管理はHOSTS.TXTファイルという1つのファイルで行われていました。SRI-NIC(当時、Stanford Research InstituteというシンクタンクがNICを運営)がその管理を中央で担当していました。

ホストの追加、既存のホストの名前の変更、及びサイトの増加などに対し、このHOSTS.TXTファイルを以下の手順で管理していました。

- 各サイトの管理者が自サイトの変更をメールでSRI-NICに送信し、SRI-NICは定期的にHOSTS.TXTファイル更新し、パブリックなサーバに置いておきます。
- 各サイトの管理者が最新のマッピングテーブルをHOSTS.TXTからftpで入手し、自サイトに持つ。

HOSTS.TXTという手法はARPANETが大きくなるに従って以下の状況が起こり破綻しました。

- トラフィックの増大

各サイトで変更が生じる毎にNICへ変更情報がメールで送られましたが、そのメールとftpでのHOSTS.TXTのダウンロードのトラフィックが増大しました。それ自体は、本来、ネットワークの中心的なトラフィックではなく、補助的なものであるにもかかわらず増大しました。

- 名前の衝突

当時はフラットな名前空間でしたので、例えばtigerというホスト名があるサイトでふられていると別のサイトで使えませんでした。数が少ないときは、その名前の衝突の頻度は少なかったわけですが、ホストの増加に従って衝突の頻度も増加してきました。

- ネットワーク全体での整合性の欠如

HOSTS.TXTファイルのメンテナンスの手法にも依存しますが、ネットワーク上のすべてのサイトが最新の情報を持っているとは限らない、すなわちすべてのネットワーク管理者が努力して最新のHOSTS.TXTをダウンロードしていないとネットワーク全体で同じ情報を持っていることにはなりません。

これらの問題を受けて、これらを解決するため、HOSTS.TXT に変わる仕組みとして考え出されたのが「DNS (Domain Name System: ドメインネームシステム)」です。DNS の特徴及び関連ドキュメントは以下の通りです。

- 局所的な管理が可能

HOSTS.TXT の場合は、中央にネットワーク上の情報を集めて、中央を更新し、それを各サイトがダウンロードし維持していたので、トラフィックが生じ、時間差も発生していました。

そこで、各サイト毎に変更した情報が全体に反映される仕組みが必要になりました。

- ネットワーク全体で参照が可能

局所的に管理され、ローカルな変更が加えられると、それがすぐにネットワーク全体で参照できる状態になります。

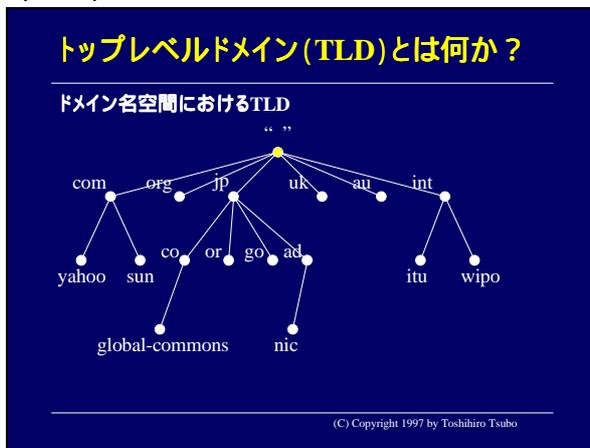
- 階層的な構造にすることによって名前の衝突を防ぐ

HOSTS.TXT の場合は、フラットな名前空間でしたのですぐに衝突しましたが、DNS では階層的な構造でツリー構造となっており、1 つのドメインの中で名前の重複がなければよく、別のドメインでは同じ名前が使えるようになりました。次のスライドのツリーで説明しますと、global-common の下に tiger というホストを設け、nic の下にも同じ tiger というホストを設けても、それぞれ tiger.global-common.co.jp と tiger.nic.ad.jp という名前になり、相互に同じ tiger というホスト名を使ってもドメイン名全体では同一名にはなりませんので名前の衝突が防げます。

- 1984 年、RFC882 と RFC883 のドキュメントが発表

その後、RFC1034 と RFC1035 にアップデートされました。

2. トップレベルドメイン(TLD)とは何か？



ドメイン名空間におけるTLD

ここに示しているのは、ドメイン名空間の階層構造(ツリー構造)です。一番上が空白になっていますが、ここをルートと呼びます。次の com、org、jp、uk、au、int のレベルをトップレベルドメインと呼びます。順に一段下がるとセカンドレベルドメイン、その下がサードレベルドメインという形になっています。

3. TLDの種類(gTLDの位置づけ)

TLDには、**国別TLD**、**国際TLD**、**一般TLD**の3種類があります。

国別TLD(nTLD=national TLD)

各国毎に割り当てられたTLD(ISO3166の国コード)です。地域やどこかの国の領土に対して割り当てられている場合もあります。ISO3166の国コードには2文字と3文字がありますが、2文字の国コードを割り当てています。

例えば日本は.jpです。例外がいくつかあり、米国の.edu、.mil、.gov、英国の.ukです。米国自体も.usというISO3166の国コードは割り当てられ使われていますが、歴史的にインターネットそのものが米国から始まったという経緯があり、.edu(米国の大学機関)、.mil(軍事機関)、.gov(米国の連邦政府組織)が当初より現在に至っても使われています。英国のISO3166の国コードは.gb(Great Britain)だったのですが、歴史的な背景から.ukが現在に至っても使われています。

国際TLD(iTLD=international TLD)

国連機関をはじめとした、国際的な政府間組織が使用するTLDです。現在は.intだけです。itu.int(国際電気通信連合)、wipo.int(世界知的所有権機関)などが使っています。

一般TLD(gTLD=generic TLD)

今回の話題であるTLDで、住んでいる国を問わず誰もが登録申請できるTLDです。現在は.com、.org、.netの3つだけがgTLDですが、今回新設される7つのgTLDは、「.firm、.shop、.web、.arts、.rec、.info、.nom」です。この新設される7つは、ドキュメントによってはCORE(レジストラ協議会で後述)-gTLDと呼ばれますが、既存の.com、.org、.netの3つとは別のルールに沿って運用されることになります。

4. gTLD の現在の課題

gTLDには現在、以下の3つの問題があります。

独占問題、知的所有権(商標権)との紛争問題、権限の枠組みと財源の問題

独占問題

.com、.org、.net の gTLD は現在 NSI(Network Solutions, Inc.)が管理していますが、その経緯から説明します。

米国連邦政府が InterNIC 業務を当初は NSI を含む 3 社に委託しました。業務内容によって 3 つに分けられますが、その内の 1 つがドメイン名の登録業務で、当初から NSI に委託されました。具体的には、米国連邦政府の NSF(全米科学財団)から NSI への委託という契約関係になります。NSI は、.com、.org、.net、.edu、.gov の 5 つの TLD を管理しています。

委託当初はこの登録料は全世界に対して無料でサービスしていましたが、1995 年 10 月から有料化に踏み切り、ドメイン名の登録業務は利用者負担となりました。米国連邦政府がドメイン名登録に関しては経費を持たなくなったからです。

新規の登録には 100US ドルかかり、2 年間メンテナンスされ、3 年目以降は 50 ドル/年のメンテナンス料となりました。

無料のときはあまり問題はありませんでしたが、有料化されて独占問題という話題が出てきました。TLD の場合は、その上にルートサーバがあり、それに登録されない限り TLD が追加できません。この独占問題は、有料ということだけではなく、誰かが自由に TLD に追加してビジネスを始めたい、競争環境にしたい、といったものが許されない状態であり、NSI の 1 社だけが gTLD の管理をしているのはおかしいということで、独占問題という形で出てきました。

反トラスト法違反の疑いということで、平成 9 年の夏頃、NSI に対する米国司法省の調査が入りました。また、民間企業(PG Media Inc.他)が NSI を訴えています。PG Media Inc.は、独自に TLD を設けたいが、それが許されないのはおかしいということで訴えています。

知的所有権(商標権)との紛争問題

特に商標権(Trade Mark)とドメイン名との紛争問題で、特に.comのドメイン名に関して、いくつかの訴訟が発生しています。

- 商標権者 ドメイン名保有者

商標権を持っている側が自分の商標権を含むドメイン名を使っているドメイン名保有者を訴えるケースです。

- 商標権者 InterNIC

商標権を持っている側が自分の商標権を含むドメイン名の登録を許した InterNIC を訴えるケースです。

問題の解決方法としては、このように裁判に訴える方法もありますが、できれば裁判に行かないでより簡易な方法で問題解決をしたいとNIC側は考えますので、InterNICは紛争に関するポリシーを策定しています。実際は、訴えられる対象がNSIという私企業ですので、NSIがドメイン名の紛争に関するポリシーを決めて、できるだけ自分が訴えられないような形で、かつ、商標とドメイン名との紛争を解決したいという内容になっています。このポリシーは過去2回バージョンアップされ、よりNSIが訴えられないように免責事項に磨きをかけたものになっています。

NSIドメイン名の紛争に関するポリシー

- 商標権を侵害しているかどうかは問題ではない

本来であれば、商標権とドメイン名との紛争問題ですので、使っているドメイン名が本当に商標権を侵害しているのかどうかの判断があって決定を下されるのが裁判の公式ですが、NSIのポリシーではこれは一切考慮せず、商標権の登録をしているかどうかを重視しています。

- 商標権者がNSIに申し出るだけでドメイン名差し止め

商標権者がいて、自分の商標が第三者にドメイン名として使われているとき、それを差し止めたい場合に、NSIに対して商標を登録している証明書を提出します。NSIは申し立てがあったことをドメイン名の所有者に伝えます。ドメイン名の保有者が、自分もあるカテゴリーで商標を持っている(商標はカテゴリーが異なれば、同じ商標が取れる)という証明を出さなければ、自動的にそのドメイン名は差し止めになってしまうという仕組みになっています。

商標権者がNSIに申し出るだけで、ドメイン名を差し止められますが、逆にドメイン名を保有している側が商標を登録している証明書を出せば差し止めを防御できます。

- 米国連邦政府の商標が優先(チュニジア問題)

ポリシーの1つ前のバージョンでは、米国連邦政府ならびに各国の商標登録ということで、すべての国を同等に扱うルールでしたが、そこでチュニジア問題が発生しました。

米国連邦レベルで商標の登録を行おうとすると1年半から2年くらいかかります。日本でも同じ事情です。ドメイン名を保有している側がNSIのルールをみて、自分達も商標を登録すれば、商標権者がNSIに申し出ても対抗できるとわかりますが、米国連邦政府の登録を待っている1年半から2年の間に申し出があるとドメイン名が差し止められてしまいます。そこで、チュニジアでは1日か2日で商標が取れてしまうので、この件に対して不安を抱いている人達がチュニジアに登録に行きました。

商標所有者がNSIに商標登録証を提出すると、ドメイン名保有者側はチュニジアで登録した商標登録証を出して対抗できる状態になりました。NSIとしては、これは問題であるとして、最新のポリシーでは、米国連邦政府の商標が最優先であると書き換えられました。

- このポリシーの適用は必須ではない

ポルシェがNSIを訴えた事例がありました。車のポルシェ社が、全くポルシェと関係ない組織がPORSCHE.COMを登録しており、ポルシェ社がNSIのポリシーを使って差し止めをかけました。ポルシェ社としては、このドメイン名を差し止めて相手に使わせない状態にすると共に、このドメイン名をすぐ自分で使いたいという要求がありました。しかし、当時のNSIのポリシーでは差し止めまでしかできない状態で、このドメイン名がしばらく宙に浮き、誰も使えない状態となりました。そこで、ポルシェ社は、NSIのポリシーがおかしいと訴えたという事例がありました。これを受けてNSIは、この最新のバージョンにアップデートし、問題を解決したい人は必ずしもNSIのポリシーを使わなくてもよいという条項が入りました。これは、NSIのポリシーを使わず、裁判で訴えて下さいということです。このように、NSIがポリシーのせいで訴えられることが無いように免責事項を加えました。

このNSIのポリシーは、知的所有権とドメイン名との紛争をきちんと解決して行くポリシーとしては評価されていないと思います。

サイバー不法占拠

最近、gTLDの中でやってはいけないこととして出てきたものです。これらが良くないとドキュメントに示されているわけではありませんが、現状の商標権とドメイン名との問題を見て行くと次の2つが問題となっています。

- 商標権者に高額で転売することを目的にドメイン名を登録すること。
- 著名商標を使うことによってユーザーの誤認を狙うこと。

権限の枠組みと財源の問題

gTLDを誰が作って、誰が管理し、その財源は誰が持つのかという問題です。インターネットがARPANETという米国国内の実験ネットワークから始まっていますので、しばらくは米国のインターネットであったわけです。それがここ数年で、米国のインターネットから世界のインターネットへと実態が変わっていますし、管理もそうしていこうという動きとなっています。

gTLD及びDNSの権限が非常にクローズされた形で決定されてきました。その中心的な組織がIANAです。

IANA(Internet Assigned Number Authority)の権限

- IPアドレスの割り当て
1つ1つのIPアドレスを割り当てているわけではなく、地域に対してブロックアドレスで割り当てています。
- TLDの割り当て
現在ある3種類のTLDは、今回のように議論されたわけではなく、IANAの権限で割り当てられました。
- ルートサーバーの管理
ドメイン名のおおもとを管理しているルートサーバーをIANAが管理しています。
- プロトコル番号、ポート番号等の管理
これらのテーブルを管理しています。

権限の枠組みを支える財源の問題

- 歴史的には米国連邦政府(ARPA、NSF)の予算
インターネットにおいてはインフラにあたる上記の業務を遂行するにあたってどこが財源を見て来たかといいますと、歴史的には米国連邦政府(ARPA、NSF)の予算で支えられて来ました。初めはARPANETで、国防総省の下部組織ARPAとIANAの契約関係でIANAの役割が定義されて来ました。その後がNSFとIANAの関係ということで、いずれも米国連邦政府の予算で賄われていました。

gTLD の管理は？

これまでは、ARPA あるいは NSF と IANA との契約関係に基づいて gTLD が管理され、その経費も ARPA 及び NSF が負担して来ましたが、世界のインターネットへとシフトして行く中では、いつまでも米国連邦政府の予算に頼っているわけにはいかないということで、今回の gTLD で以下の問題提起がなされています。

- gTLD を管理する権限は何に基づいているのか？
- gTLD は誰が管理すべきものなのか？
- gTLD の管理コストは誰が負担するのか？

これらの問題をインターネット・コミュニティで解決して行かなければならないというニーズが高まって来ました。これらの問題を整理、解決する動きが IAHC という委員会の設立につながりました。

5. 課題解決のための処方箋 = IAHC 勧告

IAHC とは International Ad Hoc Committee (国際臨時特別委員会) で、この組織が設立されて、最終的に報告書が出されています。

IAHC 発足に至る過程：

- 1996 年 6 月：IANA のヘッドの Jon Postel 氏が、新しい TLD を作ることに関するインターネットドラフトを発表。このとき、既に登録料の有料化後で、独占問題が多発しており、他のドラフトも出されていた。その内容は、初年度 50 の登録組織を認可して、1 つの登録組織に対して最大 3 つの TLD の管理を任せるもので、合計 150 の新 TLD を割り当てるというもの。
- 1996 年 6 月 25 日：ISOC(Internet Society) 理事会が、IANA の提案をおおむね承認した。
- 1996 年 11 月 12 日：gTLD の問題を解決するという目的で IAHC が発足した。
- 1997 年 2 月 4 日：IAHC が最終報告書(勧告)を発表した。この中には、問題の整理と、解決方法の勧告(IAHC 勧告)が含まれている。

IAHC のメンバー構成：

ドメイン名に関係している団体から以下のメンバーが構成されました。

- ITU(国際電気通信連合)：1 名
- WIPO(世界知的所有権機関)：1 名
- INTA(国際商標協会)：1 名
- ISOC(インターネットソサエティ)：2 名(この内の 1 名が慶応大学の村井純先生)
- IANA(Internet Assigned Numbers Authority)：2 名
- IAB(Internet Architecture Board)：2 名

IAHC 勧告の主な内容:

勧告の主な内容は、DNS、gTLD の管理、レジストラ(gTLD を登録する組織)、商標問題の 4 つです。

DNS(gTLD を管理する DNS)

- TLD 空間は公共の資源である。
その管理、使用、発展に関するポリシーの策定と実行は、オープンかつパブリックな方法で進めなければならない。
- .com、.org、.net は、gTLD である。
インターナショナルなものは generic である(IAHC 勧告後に genericTLD のカテゴリーができました)。
以前は、.com、.org、.net、.int の 4 つを国際的な TLD(iTLD)とっていました。
- .us の不十分な使用が問題である。
.com が 100 万件以上登録されていて、商標との問題も主に.com で生じており、これに集中していることが問題となりました。米国には.us があるにもかかわらず十分活用されていないことが指摘されました。.us が地域型ドメインとして使われているので、他の nTLD と同様にスケーラブルで機能的な第 2 レベルドメインを定義し使用することを要求しています。例えば、jp ドメインでは属性型ドメイン名があり、組織の属性によって co、or、ac など決めています。us でも同様な使い方をするようにという要求です。

gTLD の管理

- gTLD のポリシーに関する枠組み作り:
これまでは米国政府と IANA の契約関係という形で行われパブリックかつオープンではなかった。覚書(gTLD-MoU)という契約文章を作り、それに世界中の各機関が署名をし、それを基盤にして、ものごとを決めるという手法を取っています。
世界中から公的セクター(政府機関等)、私的セクター(企業)からの署名を集め、gTLD-MoU を強固にし、皆が署名し賛成しているものに基づいてインターネットの gTLD の枠組みを作る手法となります。
ITU が gTLD-MoU の保管人となり管理しています。
- 7 つの新しい gTLD を定義:
今回は、次の 7 つの gTLD を作ることが勧告で述べられています。
.firm、.store (後に.shop となった)、.web、.arts、.rec、.info、.nom
- 公共資源としての gTLD の管理:
POC (Policy Oversight Committee: ポリシー管理委員会) が管理を行うことが定義されています。POC に対して助言をする機関として、PAB (Policy Advisory Board: ポリシー諮問機関) を作り諮問します。PAB には、gTLD-MoU に署名した組織が基本的には参加できる仕組みになっています。

- gTLD の登録業務:

レジストラという登録機関を何社か選定して、実際の登録業務はレジストラが行います。このレジストラが集まって CORE(レジストラ協議会)を作り、全体の登録業務の管理はこの CORE が行います。

レジストラ

このレジストラという言葉も IAHC の勧告の中ではじめて出てきた言葉です。これまでは、インターネットの世界では主にレジストリという言葉を使っていました。今までは、ドメイン名の登録原簿を管理するところと登録を受け付けるところが同一の組織だったので、それを総称してレジストリと呼んでいました。

- レジストラとレジストリ:

今回は、ドメイン名の登録原簿のデータベースを管理する場所と実際の登録業務を行う組織が機能的に分離され、データベースを管理するところがレジストリ(登録所、登録簿)、登録する機関をレジストラ(登録組織)と分けられました。

- レジストラント(登録者)とレジストラ:

登録者はレジストラントと呼ばれ、レジストラントがレジストラに対して登録申請を行ない、その結果がレジストリに登録されるという関係になります。

今回、レジストラは最終的には87社決まっており、あと2社ほど審査を受けているところです。

7つのgTLDに1つずつのレジストリがあるという位置付けですが、今回の特徴は、以下の点です。

- どのレジストラを通じても7つのgTLDに登録申請可能

現状は、.com、.org、.net に関しては、NSI がレジストリであると共にレジストラであるという役割であり、.com ドメインを取るためには必ず NSI を通じて申請しなければいけない状況ですが、新しいgTLDに関しては、80以上あるどのレジストリを通じてもgTLDに登録できます。

- ドメイン名を変更せずにレジストラを変更可能

登録審査のときは良かったが、そのドメイン名を維持して行くにあたって、サービスが良くない、あるいは保守料が高いなどの場合、途中でレジストラを移ることが可能になっています。

- レジストラはサービスと価格で競争

- レジストラの選定:

これは後から大幅に変わったのですが、IAHC の勧告の中では、世界の7地域から4組織ずつ選定(合計28)することが勧告されました。もし、5つ以上の組織が応募してきた場合には、抽選で4つに決めるという内容でした。

この合計28という考え方と28を超えた場合は抽選を行うという考え方が、インターネット・コミュニティの中では不評で、勧告が出された後で取り消されました。従って、この28という上限は無く、応募して来て、資格要件を満たしたところは全てレジストラになるという形になっています。

- ビジネス面、技術面、運用面の資格要件

IAHC 勧告の中では非常に細かく決められていましたが、最終的には、ビジネス面では50万ドルの保険をかけていること、30万ドルの流動資金を持っていることを銀行に証明してもらうことが要件となりました。

技術面では、IAHC 勧告の中ではデータベースやマーケティングに詳しい人がいることなど詳しく出ていましたが、最終的には、登録業務にフルタイムで従事できるスタッフが5人以上いることという内容になっています。

商標問題

- ドメイン名登録に先立って60日間の公告期間をおく

公告期間に商標侵害等が発見できれば紛争を未然に防げますが、これは必須ではなく、申請者の自発性に依存し、60日間の公告期間を設けてもよいとなっています。nTLDにおいても同様の仕組みを奨励していますが、各国の nic がそれぞれのポリシーを持っているので、IAHC の勧告にうたわれてもどれだけ受け入れられるか、その実現性は疑問です。

- 商標専用ドメインの提案

国別の商標を専門に収容するドメイン名.tm.<iso3166code>(例えば.tm.jp、.tm.us)を作る。実際フランスで.tm.frがあるようですが、これも各国の nic のポリシー依存で、実現性は不明です。

国際的な商標を収容するものとして、.tm.intを作る。これも具体的には動いていません。

- 訴訟の代わりとなる争議の仕組みが必要

裁判は最終的には残りますが、手続き上面倒であること、そして、今回の gTLD に関してはドメイン名の所有者と商標権の所有者の国が異なる場合があり、裁判の管轄権があるので、国レベルの裁判で解決するのは難しいという側面があります。

訴訟の代わりとなる争議の仕組みとしては、以下の3つの方法があげられています。

- ・異議申立手続き
- ・調停
- ・迅速仲裁

6. 新設される 7 つの gTLD

新設されるgTLDは以下の7つです。

- .firm ビジネスまたは企業 (.inc、.corp、.ltdの方がビジネスまたは企業を表すものとして適切ではないかとの意見があります。これらには法人という意味が含まれます。今回は資格審査というプロセスは一切行わない方針ですので、.inc、.corp、.ltdを作ると、法人であるかどうかという審査が必要になるので採用されなかったという経緯があります。)
- .shop 購入できる商品を提供するビジネス (勧告段階では.storeでしたが、一般からのコメントを受け.shopの方が多くの国で一般的であるという理由で、1997/11/13に.storeから変更されました。)
- .web WWWに関連する活動を強調する組織
- .arts 文化のおよび娯楽的な活動を強調する組織
- .rec レクリエーションまたは娯楽的な活動を強調する組織
- .info 情報サービスを提供する組織
- .nom 個別のまたは個人の名称を希望する者 (.id、.me、.ind、.perという意見もあります。しかし、.idについてはインドの2文字コードなので使えません。.meは現在は該当する国コードはありませんが今後国が増えて行くことも考えられるので基本的には2文字は使わない方針になっています。.indはISOの3文字コードでインドネシアに該当し、.perはペルーに該当します。ISO3166の3文字コードはドメイン名としては使われていませんが、慎重を期して既存の3文字コードは使わないことになっています。)

なぜ7つなのか？

当初、IANA(Jon Postel 氏)が提案したときは、初年度 150 の TLD を作ろうという話でしたが、最終的には7つになってしまいました。

その理由の 1 つは、DNS の安定性を維持して行かなければならないというインターネット的な理由からです。DNS は現在稼働中のシステムなので、最初から 150 という大きな数を加えずに、最初の変更は控えめな規模から行った方がよいという考えからです。

それ以上に大きな理由は、以下の知的所有権コミュニティの主張です。

- これ以上新しい gTLD を作るべきではない
これは、この 7 つの勧告の前の話ですので、1 つも作ってくれるな、というのが知的所有権コミュニティの主張でした。空間を増やせば、それだけ商標権の侵害が増えてくるので、これ以上空間を増やすべきではないという主張です。
- 公正な紛争解決のメカニズムを作らなければ空間を増やしてはいけない
これに対する解答ということで、ドメイン名の異議申立ての仕組みを必ず申請の段階で承諾をさせて、申請登録を受けることになっています。

7. gTLD-MoU(一般トップレベルドメイン覚書)

gTLD-MoUは今回の一連のgTLDの動きの基本になる契約文書で、世界中の多数の機関が署名することによって、今回の動きを強固にします。

IAHC勧告を有効にするための基本文書で、IAHCで勧告された内容を実際に契約文書にしたものです。gTLDに関しては、POCが今後一連のポリシーを策定して行きますが、現在まだPOCが形成されていませんので、今はiPOC(InterimPOC:暫定POC)で運用されています。

gTLD-MoUは、先ずISOC、IANAが署名しなければ有効になりません。そして、世界中の多くの組織が署名してその効果が強力になります。今年(1997年)5月に署名式が開かれました。署名組織は、12月15日現在188組織です。

内容は、DNSの管理と改善のための国際的な枠組みで、以下のものが定められています。

- 新しいlgTLDの追加
- 新しいレジストラの選定
- 公正な紛争解決メカニズムの策定、等

覚書きの形としては、意図的に終結しない形、すなわち固定されたものではなくオープンで、常にインターネット・コミュニティからの意見を受け入れ、反映する形になっています。

また、インターネット・コミュニティや知的所有権コミュニティなど多くの利害関係者の様々な利害のバランスをとる試みであります。

8. レジストラの決定

1997年7月18日～10月16日までレジストラの公募(初回)がありました。

1997年11月26日現在87組織が決定し、2組織が審査中です。初回は最大89組織がレジストラに決定します。87組織の国別の数は以下の通りです。

米国(25)、ドイツ(13)、イギリス(9)、カナダ(6)、スペイン(4)、オーストラリア(4)、スイス(3)、スウェーデン(3)、台湾(2)、フランス(2)、中国(2)、イタリア(2)、日本(2)、モナコ(1)、モーリシャス(1)、バハマ(1)、韓国(1)、南アフリカ(1)、イスラエル(1)、シンガポール(1)、デンマーク(1)、オランダ(1)、ルクセンブルグ(1)

最も多いのは米国ですが、.comドメインで数多く割り当てられているため、ビジネスチャンスとして考えられているのかもしれませんが、次がドイツですが、ドイツ nic の登録料が高いということで、それに対抗しようということもかもしれませんが、他の国より多くなっています。

日本は、最初に決まったのは国際調達情報(PSI JAPAN)という会社ですがプロバイダの PSI とは関係ありません。2つ目はアークという会社です。もう1社、日本から出る可能性があります(審査中)。

すべてのレジストラは CORE-MoU に署名します。gTLD-MoU という契約文書は上位概念で、これとは別に具体的な登録業務についての契約文書が CORE-MoU です。レジストラに選定された場合は CORE-MoU に署名しなければ実際の業務はできません。従って、ドメイン名の登録業務は CORE-MoU に基づいて行うことになっています。

・ CORE-MoU(レジストラ協議会覚書)

CORE が扱う gTLD の定義:

- .com、.org、.net はまだ含まれない

今回新設される gTLD だけが CORE が扱う gTLD となります。.com、.org、.net は NSI が扱いますので、gTLD は 2 つの大きなカテゴリーに分かれます。将来的には.com、.org、.net も CORE の中に合流される方向で考えられていますが、まだ具体的にはわかりません。

- nTLD は含まない

国別の TLD はこの中には含みません。

レジストラの選定:

CORE が行うことになっていますが、まだできていませんので、1回目のレジストラ選定は iPOC が行っています。現段階で CORE ができましたので、次回以降のレジストラの募集からは CORE が責任を持って行います。

CORE の構成と責任:

- 構成員は CORE-MoU に署名したレジストラ
署名しないレジストラは存在しませんので、レジストラに選定されたものがすべて CORE の一員になります。
- CORE は組織としてはスイスの非営利法人
- レジストラ選定の役割
2回目以降は、CORE がレジストラを選定します。
- レジストラが CORE-MoU に従って運用されるよう管理
レジストラが2月以降行う gTLD の受付業務は、CORE-MoU に従って運用されます。
- SRS(共有レジストリシステム)の管理
SRS は7つの gTLD を管理するデータベースシステムですが、この管理責任があります。
- POC 運営のための財政支援
レジストラントから登録料と保守料がレジストラに支払われ、CORE にお金が集まりますが、その一部を使って POC を運営します。

gTLD への SLD(Second Level Domain)登録のためのポリシー:

- レジストラはすべての CORE-gTLD への申請ができる
- レジストラは SLD 登録に対して課金できる
レジストラによっては、自社の他のインターネットサービスとバンドルし、ドメイン名登録に関しては無料で行うところが出てくることを考慮していると思われます。但し、CORE に対しては料金を払う必要がありますので、ユーザに転化されるかと思われます。
- CORE-MoU 規定の申請書式でのみ登録可能
申請書が契約文書ですので、書式に従っていることをチェックして出すことになっています。条件付きでドメイン名が申請できるというのが今回の特徴ですので、CORE-MoU 規定の申請書式で申請する必要があります。
- 申請者は 60 日間のドメイン名公告期間を持てる
後々出てくるかもしれない紛争を事前に発見するためのものですが、これはオプションです。
- レジストラは第三者の権利侵害に関する審査はしない
申請する際に、申請者は、現時点でこの申請は第三者の権利を侵害していない、という項目にイエスと答えなければなりません。明らかにその段階で侵害していると申請できませんが、その審査はレジストラは行わず、自己申告となります。

ドメイン名保有者と第三者との紛争:

以下の3つの形態が用意されています。

- ドメイン名異議申立パネル(ACP)
- 調停
- 迅速仲裁

付属書類:

CORE-MoU には以下の4つの書類が付属します。

- CORE-MoU に署名する資格を得るための必要条件(レジストラになるための資格条件、前述)
- SLD 申請に当たって必要なデータ
- SLD 割り当てに関する登録契約および申請書式

1つのフォームですが、申請書式のパートと紛争解決の形態を記す契約の形になっています。

- ドメイン名異議申立パネルに関する実体ガイドライン

異議申立パネルに異議申立てした場合にはどのような基準でどのような決定が下されるかがまとめられています。

SRS(共有レジストリシステム)

- SRS はレジストリの根幹になるマスターデータベースです。経緯は以下の通りです。

1997年9月26日 CORE が RFP(Request For Proposal、SRS の仕様)を作成、公開

1997年11月4日 CORE がベンダーを選定し、Emergent 社(米国)が落札し、現在作成中

- 先着順の原則:

各国の NIC(JPNIC を含め)および InterNIC 共通ですが、SRS が今までのレジストリシステムと最も異なる点は、これまではレジストリとレジストラを同じ組織が行っていましたが、レジストリに対して登録や変更をかけるのは同じ組織内のところでしたが、今回はレジストリは1つですがそれに対してアクセスできるレジストラが複数ある点です。そこで、先着順の原則をどうするかが1つの話題として取り上げられています。

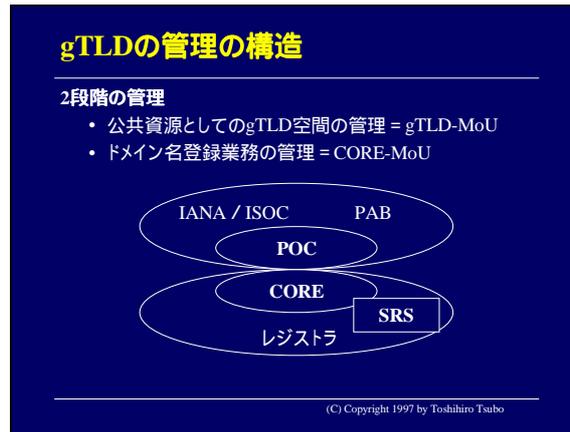
最初の議論ではラウンドロビン方式を採用しようという話が出ました。ラウンドロビン方式は順番に回して行く方式で、特定の gTLD に対して 89 のレジストラが行列を作るイメージです。順番にレジストラを回って1つずつ処理して行く方式ですが、この方式は不採用になったようです。1回目の CORE の総会が11月東京で開かれ、SRS の担当者と話す機会がありましたが、SRS のシステムは早いので行列を作る必要はないだろうということで、ラウンドロビン方式はやらないとのことでした。

目前の問題としては、最初の第一波をどうかわすか、という問題があります。今のところ2月の15日という日付が出ていますが、ある日から一斉に受付を開始するとしますと、今でも予約登録という形で受け付けているところがありますので、その溜まっている申請を一斉にかけてくるので、その第一波をどうかわすか、という解決法は未だ見えていません。

gTLDの管理の構造

2段階の管理構造をとっており、ポリシーを管理するレベルと、具体的なドメイン名登録業務を管理するオペレーション管理レベルがあります。次の図で、前者が上の円、後者が下の円です。

公共資源としてのgTLD空間のポリシー管理は、gTLD-MoUという文書を基本としてPOCが中心となって管理して行きます。ドメイン名登録業務のオペレーション管理は、CORE-MoUという文書を基本としてCOREが中心となって管理して行きます。



9. 知的所有権(商標権)vs.ドメイン名

知的所有権とドメイン名に関する問題の解決方法の1つは裁判という解決策です。この裁判にもいくつかの問題があります。インターネット・コミュニティとしては、すべての問題を裁判に持って行くのではなくインターネット・コミュニティの中で解決するメカニズムを考えていきたいというアプローチがあります。

裁判(訴訟)における問題点:

ドメイン名の所有者と商標権の所有者が違う国に存在する場合が多く出てくると考えられ、以下の問題があり、国をまたぐと裁判になじまない部分が出てきます。

- どこの国の裁判所に訴えるか(裁判管轄権)
- どこの国の法律が適用されるのか(準拠法)
- ある国での判決を他の国で執行できるか(外国判決の執行承認)

gTLDにおける紛争解決のメカニズム:

以下の3つの方式が考えられています。

- オンライン調停
- オンライン迅速仲裁
- ドメイン名異議申立パネル(ACP)

調停及び仲裁は一般にも存在するもので、裁判に訴えない一種の私的裁判所的なもので、当事者が調整をとって調整あるいは仲裁するものです。仲裁の方は拘束力があるので、仲裁をする合意を取るのが難しいといわれています。調停の方は一般的には拘束力がありません。

調停、仲裁は法律に準拠して進められますが、異議申立てパネルは実体ガイドラインを定めてそれに従って決定が下されます。gTLD の中では、その結果をデータベースに反映する形になります。すなわち、ドメイン名が商標を侵害しているという決定が ACP でなされると、そのドメイン名はデータベースから削除されます。但し、この決定は法的には最終決定ではなくて、不服であれば裁判所に訴えてもよいとなっています。

ACP による手続き(その1)

ACP の実体ガイドラインの最終版はもう少しで出ると思われませんが、現在出ているのは初版の修正版で、パブリックになったのは修正 2 版です。1 ヶ月ほど一般からコメントを募集しており、それを反映して次の修正版が出ますが、それが最終版になるかどうかは不明です。

・ gTLD-MoU ポリシーの解釈(実体ガイドライン修正版) :

「本ポリシーに照らして、国際的に知られているとみなされ、論証可能な知的所有権が存在する英数文字列と同一または非常に類似している CORE-gTLD 第 2 レベルドメイン名は、その知的所有権保有者のみが、あるいはその権限とともにその知的所有権保有者が所有し使用し得るというポリシーが施行される。本ポリシーに照らして、十分な権利を持つとみなされる第三者が、かかる第 2 レベルドメイン名を使用することについては適切な考慮が必要である。」

gTLD にドメイン名が登録されて、そのドメイン名の文字列が、第三者の知的所有権保有者と同一または非常に類似している場合には、その知的所有権保有者が保有できるという基本原則があげられています。但し、その知的所有権保有者の権限は、国際的にその知的所有権が知られているもの、論証可能な知的所有権であることということで、この国際的に知られている必要があるかどうか議論になっており、このあたりが変わってくると思われま。現状の修正 2 版では、1 カ国でもという文字列も出てきており、どこかの国で知的所有権が存在していることが証明されると、このパネルで優位になると考えられます。

・ gTLD-MoU ポリシーの解釈(実体ガイドライン修正 2 版) :

一般からのコメントを受けた後、gTLD-MoU ポリシーが変更される可能性あるという記述になっています。

ACP による手続き(その2)

ACP による手続きの具体的な異議申立ては、大きく分けると**異議申立**と**請願**の 2 つに分けられます。

異議申立は、既存のドメイン名に対して異議申立てとなります。既存のドメイン名が第三者の知的所有権を侵害していると考えられ場合に、その知的所有権保有者が**除外**の異議申立てをすることができます。これはドメイン名の差し止めです。一度除外されたものは、一切、世界中の誰も使えない状態になります。

除外の変わりに、知的所有権保有者に**移行**するという異議申立てをすることもできます。除外では差し押さえはできますが、自分が使いたくても使えなくなりますので、差し押さえをしてお且つ自分が使いたい場合は、移行になります。

総合除外というのは、今回 7 つの gTLD がありますが、その 7 つの全部あるいは 2 つ以上の gTLD から特定の名前を除外したい場合の異議申立てです。例えば、7 つの内の 1 つで登録を行い、他の 6 つについては総合除外をかけ、誰も登録できないようにすることができます。これは、非常に著名な商標の場合は可能かもしれませんが、それら以外は難しいと考えられます。

請願には、事前除外の請願、除外から例外扱いとする請願、除外の修正または解除を求める請願の 3 つあります。

事前除外の請願は、まだ登録されていない状態で、この文字列は除外して欲しいという請願です。

一旦、除外されたものは誰も登録できませんので、除外されたものをどうしても使いたい場合は、**除外から例外扱いとする請願**をしなければいけません。これには、それ以前の事前除外の請願を覆す理由がなければ通りません。

除外の修正または解除を求める請願は、除外された文字列を変えることによって、自分が登録したい文字列を通すための請願になります。

上訴は、異議申立てや請願とはレベルが違いますが、ACP が一旦下した決定が不合理と判断できる場合に上訴をすることができます。

ACP による手続き(その3)

ACP のこれらの手続きをするにあたっては、次の 2 つのガイドラインに従って行います。

・実体ガイドライン(前述)

- ・ POC (iPOC) が主体で作成する
- ・ PAB および一般からのコメントを受けつけ、改版する

・手続きガイドライン

- ・ WIPO 調停仲裁センターが作成する
- ・ " " が手続きの管理をする
- ・ パネルの選定も WIPO が行いますが、WIPO スタッフは ACP のメンバーにはならず、手続きの事務を行う

・パネル

- ・ 1 名ないし 3 名の専門家からなる
基本は 1 名ですが、当事者の要請で 3 名の場合もあります。WIPO が、知的所有権及びインターネットがわかる専門家の選定を現在行っています。
- ・ 特別な要求がない限り手続きはオンラインで行う

- ・ ACP に提出された紛争は、裁判所に訴えることも可能である

ACP に訴えられる前に裁判所に持って行くことも、ACP のプロセスの最中に裁判所に持って行くことも、ACP の結果が出た後に裁判所に持って行くこともできます。

ACP はどこが優れているのか

司法手続きではなく、ガイドラインにのっとって進める事務手続きなので、以下の点が優れています。

- ・ 国内の裁判所とも共存できる
- ・ 速い、低コスト、インターネットフレンドリー (オンライン手続き)
- ・ 中央データベース管理者が ACP の結果を直接執行

中央データベースは SRS で、ドメイン名を管理しているデータベースです。ドメイン名を申請する場合には、ACP の結果に従うという項目に同意しなければいけません。従って、ACP の結果がそのドメイン名を除外するという場合は、ドメイン名の保有者には有無を言わずにデータベースから削除されます。

国際的な手続きですので、裁判管轄権の問題はありません。

公開性:

すべての結果はインターネット上で公開されます。

進化発展の可能性:

現在もこれからも、PAB 及び一般からのコメントを受けてより良いシステムに変更されていきます。

10. gTLD の登録申請書式

登録申請時に提出する内容は以下の通りです。

- ・ 申請組織の情報 (現状の JPNIC、InterNIC の申請と同様)
- ・ 事務担当者、技術担当者、経理担当者の情報 (現状の JPNIC、InterNIC の申請と同様)
- ・ ACP、調停、仲裁の通知先、並びに民事訴訟手続法で言うところの送達先としての指定代理人の情報
(紛争が生じた場合の連絡先及び代理人の連絡先です。)
- ・ 第三者の権利を侵害しないことの保証 (第三者の権利を侵害していないことに同意する)
- ・ 善意によるドメイン名使用意図の確約 (登録後の転売を意図するものではないこと、第三者の知的所有権に似ていることを利用して悪用することを目的に登録するものではないことの確約)
- ・ ドメイン名使用の目的(あらかじめ記述します)

- ・ 当該ドメイン名(の文字列)を要求する理由 (以下から選択。申請時の審査ではなく、紛争時に利用)
 - ・ 申請者の名前またはそのバリエーションに一致
 - ・ 申請者の商標またはそのバリエーションに一致
 - ・ その他(要説明)
- ・ 60 日間の待機オプションの選択 (オプションを利用するか、利用しないか、を選択)
- ・ 第三者が ACP に対して異議申立てすることを承認 (ドメイン名申請にあたりあらかじめ同意が必要な項目)
- ・ ACP の決定に従うことを承認 (ドメイン名申請にあたりあらかじめ同意が必要な項目)
- ・ 紛争解決方法としての調停に同意 (ドメイン名申請にあたりあらかじめ同意が必要な項目、なお調停には拘束力は無い)
- ・ 紛争解決方法としての仲裁に同意

この項目に関してのみ NO と答えることができます。仲裁は拘束力があり、第三者から訴えられる立場になるので、大半の人はこの仲裁の同意にはNOと答えて申請すると考えられます。
- ・ 訴訟の場合の管轄裁判権の合意 (ドメイン名申請にあたりあらかじめ同意が必要な項目)

ドメイン名に関して訴訟が発生した場合は、管轄裁判権がレジストラが存在する場所になります。例えば、日本から gTLD の登録申請をするとき、後に裁判が起こった場合のことも考えて申請する場合は日本にあるレジストラを通じて申請すれば裁判管轄権が日本にあるということになるので、訴訟は日本で行われます。
- ・ 不完全なデリゲーションの場合には取消に同意 (ドメイン名申請にあたりあらかじめ同意が必要な項目)

ドメイン名は登録したが実際には DNS には反映されていない場合、ドメイン名をたくさん登録するだけ登録し、転売することが考えられるので、そのような不完全な場合はドメイン名の取消に同意することになります。

11. gTLD の今後

gTLD はいつから登録できるのか？

- SRS ができないと登録ができないので SRS の稼働時期に依存
- SRS の稼働開始時期は？ 現在開発中
- レジストラによる先行受付 レジストラによっては、先行受付が行われている

NSI(.com、.org、.net)は合流するか？

gTLD-MoU は、.com、.org、.net も近いうちに合流する方針ですが、NSI がどうなるかわかりません。

1998 年 3 月で NSI と NSF との契約期限が切れますが、米国連邦政府はこの契約は継続しない方針です。

3 月の段階での合流は時間的に難しいと思われ、SRS が安定運用されるまで契約延期され、安定した後に合流する可能性は残されています。

米国連邦政府自体がドメイン名に対して、1997 年の夏に世界中からコメントを求めています、これに対して明確な方針は表明されていません。これが表明されれば、NSI の動きが決まる可能性があります。もう少し時間が経てば諸々のことが決まって行くと考えられます。

新しい gTLD の追加、新しいレジストラの追加

今回の第一回目の動きが一段落ついた後、次年以降に新たな gTLD の追加や新たなレジストラの募集が始まると考えられます。

gTLD 関連 URL

gTLD-MoU サイト : 全体の窓口で、関連文書にリンクされる(英語文書)

<<http://www.gtld-mou.org/>>

関連文書の日本語訳が JPNIC のサイトに載せられています。

- IAHC 最終報告書(勧告)
<<http://www.nic.ad.jp/jpnic/hottopics/iahc-final-report.txt>>
- IAHC 最終報告書についてのプレスリリース
<<http://www.nic.ad.jp/jpnic/hottopics/iahc-press-final.txt>>
- gTLD-MoU
<<http://www.nic.ad.jp/jpnic/hottopics/iahc-gTLD-MoU.txt>>

12. 質疑応答

- ・日本からのレジストラが少ないように思われるが何故か？

現在、2社が決まり、審査中が1社で計3社ですが、少ない理由はわかりません。ドメイン名の登録ビジネスが米国ほど大きなビジネスと認識されていないのかもしれませんが。

- ・レジストラに登録する場合、ドイツや米国のレジストラに登録できるか？

日本以外のレジストラを通しての登録もできます。但し、先ほど説明した裁判の管轄権の問題がありますので、注意が必要です。コストを押さえたいければ、全レジストラの料金を調べ、安価なところで登録することもできます。

- ・ACP の決定が不合理と判断できる場合に上訴ができる、ACP に提出された紛争は裁判所に訴えることもできる、とありましたがこれは同一の内容ですか？

いいえ。前者は ACP に対しての上訴で、手続きがおかしいではないかという上訴であり、内容の結果に対するものではありません。後者は、ドメイン名と商標との優先権に対する ACP の結果に対し不服があり、再度、裁判所で審議をすることができるというものです。

- ・登録後に、別のレジストラに変えることができるか？

可能です(レジストラとレジストラの項で詳細説明済み)。ドメイン名の登録自体は一切変更せずに、レジストラを変えられます。

- ・gTLD の新設を受けて、JPNIC として何か動きがあるか？

JPNIC にドメイン名の検討部会がありますが、gTLD の話の前に、例えばブランドドメインというような形で今の co.jp だけではない企業が登録できる空間の検討をしたり、業界ドメインの提案がなされたりしており、いくつかの gTLD に似たドメイン名空間の検討はあります。日本においても、JPNIC は知的所有権コミュニティとのコミュニケーションを持ち、それらとの関係も考慮し、検討項目としては出てきますが、具体的なアクションはまだ検討されてはいません。

- ・JPNIC は、新設の gTLD のレジストラに参加するのか？

理事会が決めるので、ここではわかりません。無いとはいえません。

- ・今回新設される7つのgTLD以外に、今後どのようなものが出てきますか？

ドラフトの段階では150で、結果的に7つになりましたが、次がどうなるかは誰にもわかりません。今回の7つは、何らかの法則にのっとって決められたのではなく、いろいろな角度から選んだというドキュメントになっています。今後、人気のあるものと無いものの傾向が出て来ると考えられますが、その傾向をつかんで次を増やして行くという見解が示されています。その数や名前は表明されていません。

- ・登録申請の書式で、ACP の決定への承認と、手続き上の上訴や裁判所への訴えとの関係は？

裁判所に訴えて、裁判所が何らかの結論を出したとしても、それが gTLD のデータベースに反映できるかどうかは、微妙な問題がありわかりません。例えば日本で判決が下され、米国に gTLD のデータベースが置かれた場合にそのデータベースを変更させられるだけの執行力があるかどうかはわかりません。

ACP に関しては、ACP の決定に従ってドメイン名を登録していますので、ACP の決定がドメイン名の除外であれば、すぐにドメイン名がデータベースから削除されます。裁判の結論と

ACP の結論は、その後の結果が異なります。ACP の結論はあくまでも gTLD の世界だけの
ことですが、その結論に不服であれば、裁判所で審議をすることもできますよ、ということ
です。

以上